

インドFTA、原産地証明の検証厳格化

～Q&Aから読み解く～

CAROTAR2020のQ&Aから、現状での最善案を検討する。

2020.11.13

アイアイネットワーク株式会社
<http://www.iinetwork.jp/>

原産地証明の検証厳格化の経緯

2月1日：インド政府の2020年度（2020年4月～2021年3月）予算案の中で、貿易協定の原産地規則に係る運用について、原産地証明の検証を強化する方針が示された。→4月1日施行

3月13日：経済産業省は3月13日、「日インド包括的経済連携協定に基づく原産地証明書の利用上の留意点について」とする注意喚起を発した。

具体的方法がわからないため混乱

輸入者も
税関も

8月21日：インド財務省は原産地証明に係る新たなルール「CAROTAR 2020 : the Customs (Administration of Rules of Origin under the Trade Agreements) Rules, 2020」を9月21日から適用する旨の通達を出した。

大使館・JETRO・商工会でCBICと交渉

10月8日：インド政府は当新ルールに係るFAQを含む資料を発表した。
（現時点でインド側から発表されている詳細はこの限りとなっている。）

10月27日：JETROニューデリー事務所主催の「原産地証明に係る新ルール（CAROTAR2020）の概要と運用の実態」セミナー開催

各社の事例をさらに集めたい

出典およびご注意

JETROビジネス短信より

3月31日：インド政府、原産地証明の検証厳格化の動き

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/03/54685afc8d41741b.html>

9月15日：インド政府、9月21日から原産地証明に係る新ルール開始

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/2a24676451a6af0e.html>

10月15日：10月8日付インド財務省からの手引書日本語仮訳（Q&A含む）

https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=30928177

→ * 本プレゼンでの(10.1)や(A:5)は手引書の項目および回答の番号です。

インド政府等のサイトより

10月8日付インド財務省からの手引書（Q&A含む）

https://www.cbic.gov.in/resources//htdocs-cbec/customs/CarotarBrochure_8thOct2020.pdf

M-SAMPARK

https://www.cbic.gov.in/resources//htdocs-cbec/tel-dir/tel-dir-2020/M-Sampark_June_2020_updated.pdf

ご注意

新ルールでの運用の初期段階ですので、今回のプレゼンは弊社の意見としてお聞きいただき、実施に際しては各社の判断にてお願いいたします。

インドの輸入者からコスト情報の開示を要求される恐れあり？

基本的に数値を開示する必要はありません。

the importer is not expected to know exact figures. (A:5)

A:5

The rules do not mandatorily seek the information on cost break-up or proprietary production process.

規則ではコスト明細や専用工程についての情報を提出させることを強制していません。

Only the description of major components that have been taken into calculation of domestic value addition, e.g. material, labour, profit etc., need to be stated.

申告時に用いた主な構成要素の名称（材料費・労務費・利益など）だけを示せば十分です。

輸入者が何と言おうが

CBICがこう言ってます

と主張してください

検証厳格化の背景

原産国を虚偽申告して不正な輸入をする事例が頻発(5.1)

2019年に財務省の検認で第三国のビンロウの実が
FTAに参加している相手国の当局が交付した原産地証明書で
正当に担保された上でインドに不正輸入されていました。(5.2)



貿易協定の悪用は、

- ・ 関税が過少に申告され税収が減る。
- ・ 輸入品によって国内産業の売上が減少する。
- ・ FTAによって検疫をすり抜け危険品が流入するかも。

ビンロウの実は、
興奮や覚醒作用のあり
タバコより発がん性が高い
日本には持ち込みが禁止

不正な貿易を是正しなくては

2020年度の財政法改正案にて（4月1日施行）

（1）情報の保持と注意義務

○貿易協定に基づく特惠税率を申告する輸入者は、製品が当該協定の原産品として適格であることを宣言し、域内原産割合や品目ごとの基準などの原産品であることを示す**十分な情報を保持**しなければならない。また、これらの情報の正確性や真実性について注意義務を持つ。

（2）税関職員による追加情報請求と特惠税率の停止

○原産地基準を満たしていないと信じるに値する理由がある場合、税関の職員は輸入者に対して**さらなる情報の提出を求める**ことができる。輸入者が必要な情報をなんらかの理由で提供できない場合、職員はさらなる**検証**を行ったり、検証を保留し、**一時的に特惠税率の適用を停止**したりすることができる。

○特惠税率の適用が停止となった場合、税関職員は輸入者からの要望に基づき、一般税率と特惠税率の差額を担保に物品を引き渡す。また、税関職員は保証金として差額の納入を命ずることができる。

具体的方法がわからないため混乱

JETROホームページより引用

輸入者に求められる“Due Diligence”

インド財務省は8月21日、原産地証明に係る新たなルールCAROTAR 2020の通達を出し、具体的な書類の内容やルールが明らかになった。

その中で

An importer is expected to observe due diligence to best of his abilities. (A:1)

輸入業者はできる限りDue Diligenceを行うことを求められています。

Due Diligence：輸入者自ら原産性を確認すること

Section 28DA of the Customs Act requires an importer to possess sufficient information about origin of imports.(A:1)

税関法28DAで輸入者が原産地に関する十分な情報を所有することを求められている。

→その方法として**Form I**を用意した。



輸入者

Due Diligence?

輸入者自ら原産性を
確認すること

ノーチェックで
不正を見逃して
いませんよね。



Due Diligence

インド税関

通関申告書への追記事項

CAROTAR 2020第3条では、特定の原因地に関連する以下の詳細事項を原因地証明書から**入手可能な限り**通関申告書に入力するよう義務付けています。(8:1) これらの詳細はCOOから取得することができます。(10.1)

- (i) 原因地証明書の照会番号
- (ii) 原因地証明書の交付日
- (iii) 原因地基準
 > 35% + CTSH
- (iv) 累積適用の有無
- (v) 第三国が交付した原因地証明書(連続する原因地証明書)に
 該当するか否か
- (vi) 原因国から直接輸送された物品に該当するか否か

通関申告書の提出時に補足文書を提出することを義務付けていません。
(とはいってもの)

原因地が疑わしい場合、外国の行政機関との検認は相当の時間を要するため、税関職員はこれを開始する前に輸入業者に照会を行うものとします。(10.1)

通関申告書にできるだけ情報を盛り込む

FormIを作成する必要があるのか

An importer is **NOT** required to submit this Form at time of filing customs declaration.
輸入者は、税関申告時にこのフォームを提出する必要は**ありません**。(A:1)

However, when there is a doubt on the declared country of origin, the customs officer may ask origin-related details from the importer, in which case the importer would have to submit the Form along with supporting documents.

ただし、税関職員が申告が**疑わしいと判断した場合**は、原産地関連の情報として輸入者に根拠書類とともにFormIの提出を求める場合があります。(A:1)
したがって、FormIを要求に応じて出せる準備は必要。

Form-I helps guide and assist an importer in assessing origin of goods.

FormIは、輸入品の原産地を確認する際の**輸入者の指針**となります。(A:1)

通関申告書 < FormI < 検認



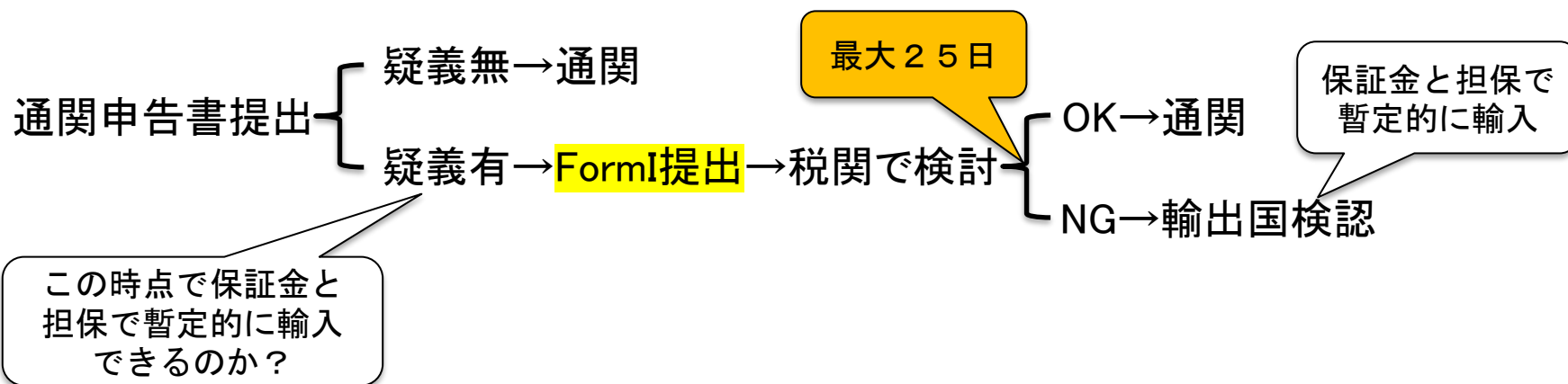
税関への説明用というより輸入者が知っておくべき内容

税関申告時にFormIを提出する必要はないが持っておく必要はある

FormIを提出するとどうなるのか

輸入業者に対する照会は、CAROTAR 2020において通知されたフォーム(FormI)に基づくものとします。

輸入業者は情報提供に10日間の猶予を認められ、回答から15日以内に結果が知らされます。(10.1)



FormI + デポジットが最短の方法？
→ 保証金がいつ返ってくるのかも心配

<深読み>大量にFormIを提出されると

例えば、CBIC (North Block) のCUSTOMS
担当者 15人+上長6人
各出先も十数人の組織

→この陣容でFormIをすべて回答できるのか？

FormIは提出後15日以内の回答を税関に義務付けている。
多くの輸入品にFormIを提出させたら、回答する手間ばかりかかって税関の業務を遅延させるのでは。

不正輸入を見つけるのにFormIしかないのか？

通関申告書の記入内容+αで
Due Diligenceが表現できないか

Name & Designation	Residential Address/E-mail	Telephone
Abhishek Verma TO	abhishek.v65@nic.in	8527359600 (M)
CUSTOMS		
Vimal Kumar Srivastava JS (Customs) (Addl. Charge)	E-1803, Prateek Styline, Sector 45, Noida, U.P. jscus@nic.in vimal.srivastava@nic.in	011-23092978 (O) 011-23095511 (O) 011-23093475 (F) 8800112575 (M)
Ms. Shanta Verma PS	Dir. No. 842, Block 16, Baba Kharak Singh Marg, New Delhi-110021. shanta.verma76@gov.in	011-23092978 (O) 9851900563 (M)
Balram Meena PA	Gali No. 23, RJ-10, Sadh Nagar-II, Palam Colony, New Delhi. bal.meena@nic.in	011-23092978 (O) 9136577273 (M)
Vimal Kumar Srivastava Commr. (Customs & EP)	E-1803, Prateek Styline, Sector 45, Noida, U.P. vimal.srivastava@nic.in	011-23092080 (O) 011-23094432 (F) 8800112575 (M)
Deepak Kumar PA	—	011-23092080 (O)
Ms. Temsunaro Jamir Addl. Commr. (ICD)	C/9, 9887, Vasant Kunj, New Delhi. temsunaro.jamir@nic.in	011-23093380 (O) 011-23093760 (F) 7065513113 (M)
Ms. Mandeep Shanga Jt. Commr. (ICD)	mandeep.shanga@nic.in	011-23094610 (O)
Zubair Riaz Kamili Dir. (Customs) (Addl.Charge)	702, Tower 30, Common Wealth Games Village, Akshardham-110092. dircus@nic.in	011-23093908 (O) 011-23092173 (F) 9968262829 (M)
Yogesta Meena PPS	4/26, Lodhi Colony, New Delhi.	011-23093908 (O) 9818601408 (M)
Rajiv Ranjan Dir. (PAC)	D-II, 6/4, Andrewsganj, Delhi.	011-23095519 (O) 011-23095574 (F)
OSD (PAC)	—	011-23095561 (O)
Eric C. Lallawmpuia OSD (Cus-IV)	—	011-23095557 (O)
Sanjeet Singh OSD (Cus-V)	uscus5.dor@gov.in	011-23095541 (O) 011-23095574 (F)
Kevin Boban OSD (Cus-III & VI)	kevin.leon@gov.in	011-23095532 (O)
Ms. Vineeta Sinha OSD (Cus-IV) (Jt. Commr. in-situ)	vineetasinha.lrs@gov.in	011-23094012 (O)
Ms. Anurima Sharma OSD (Tariff Unit) (Jt. Commr. in-situ)	anurima.sharma@gov.in	011-23095555 (O) 011-23093859 (F)
Sunita Kanojia SO (PAC-Cus.)	—	011-23095561 (O)

Name & Designation	Residential Address/E-mail	Telephone
Ms. Urmila Verma SO (Cus-III)	urmila.verma@nic.in	011-23095572 (O) 011-23095572 (F)
Ms. Sunil Kujur SO (Cus-IV)	—	011-23095573 (O)
Gokul Ram Meena SO (Cus-V)	cus5-checc@gov.in	011-23095574 (O) 9013446649 (M)
Anita Bisht SO (Cus-VI)	—	011-23095538 (O)
Bharat Bhushan SO (LC)	b.bharat@nic.in	011-23092805 (O) 9899962217 (M)

M-SAMPARKより抜粋

輸入者が生産工程を把握しているアピール

最終工程の工場の所在地と航空写真およびURLと対象となる工程名を示したシートを用意して製品ごとに添付する。（FormIよりパターンも少ない）

当初はFormIも用意するが、信頼度が高まればPlant OverviewだけでFormIは要求されてから作成するようにならないだろうか。

Plant Overview

Plant Overview

N-4-1			
Location	1-1 NHtown N-city Aichi pref Japan		
Map	https://www.google.co.jp/maps/place/data=!3m1!1e3!4m13!1m7!3m6!1s0x60049606bf9274e9:0xec9c571051486dba!		
Process			
✓	Assemble		Printing
✓	Packing		Press
	Painting		Molding
	Mounting		Brazing
	Soldering		Welding
✓	Inspection		





Google Mapより

「不正を働く悪徳業者は生産工程すら説明できない」

FormIを使わない妥協点が必要では？

FormIの内容は当初心配されていた機密情報の開示の心配はほとんどないものの、税関に回答の義務がある限り今まで通りのスケジュールでの通関は難しいと思われる。

不正の手口は、製品に手を加えずに「生産」と称して原産地証明を取得しているところなので生産の実体があることを示すことが効果的と思われる。簡単な工程を説明して通関できたという事例もある為、手元にFormIを用意しておきつつ、まずは工場の所在地と実体がある証明としてGoogleなどの航空写真のURLと工程の名称ぐらいで税関の反応を見ていくのもいいのではないのでしょうか。

通関場所や担当者で温度差があるので様々な事例を積み重ねていくことが大切です。その為にも多くの情報をお寄せいただきたいと思います。

窓口は（今は新型肺炎対応で大変なのでなるべくメールにしてください）

・JETRO海外調査部大洋州課 古屋様

Mail : ORF@jetro.go.jp TEL : 03-3582-5179

・アイアイネットワーク 貝崎

Mail : kaizaki164@gmail.com TEL : 090-8079-1236

よろしくお願いします。

ご清聴ありがとうございました